

公共発生土搬入における注意事項

- 土壌汚染対策法、土砂条例に関する届出等、必要な手続きを行ってください。
- 搬入の 2 週間程度前までに館林市、搬入事業者、団地総合の 3 者で搬出土砂及び搬入箇所の現地立会確認を行いますので、館林市担当者と調整をお願いします。
- 搬入前に運搬経路を団地総合に提出してください。
- 搬入前に搬入土の土質試験及び土壌試験を必ず実施してください。
 - 土質試験：5,000m³ ごと
 - 土壌試験：900m³ ごと
- 各試験の試験結果を、搬入の 2 週間程度前までに館林市へ提出をお願いします。
- 搬入できる土砂は第 3 種発生土以上とし、最大粒径は 10cm を上限とします。
- 搬入にあたっては、事業ごとにブロック分けし、最高 H=2.0m 程度まで盛土を行うこととし、盛土後は整形を行ってください。
仮設道路（敷鉄板・購入土等）や交通誘導員等、必要となる仮設費用については搬入事業者の負担となります。
（購入土により仮設道路を整備する場合は、土質試験等が必須となります）
- 盛土整形後、他事業の搬入土砂との区分及び部外者の立ち入り禁止措置を兼ねて、仮置き範囲をトラロープ等で囲って下さい。
- 搬入後に書面にて搬入量の報告及び、盛土整形後の写真を館林市及び団地総合へ提出をお願いします。
- 搬入において、道路等の既存施設を破損させた場合は、原因者の負担により原形復旧をお願いします。
- 搬入期間中においては、搬入地の安全管理を徹底して頂くとともに、道路汚損、土砂埃などによる第三者への影響に関し配慮をお願いします。
- 搬入予定地の周辺は道路幅員が狭いところもあり、また、一般車両も通行することや、搬入事業者が輻輳することも想定されるため、搬入にあたっては十分注意してください。

土壌試験項目

番号	土壌試験	土壌汚染対策法+銅		団地造成独自基準(基準×0.8)	
	物質名	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
1	クロロエチレン	0.002mg/l以下	—	0.0016mg/l以下	—
2	四塩化炭素	0.002mg/l以下	—	0.0016mg/l以下	—
3	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	—	0.0032mg/l以下	—
4	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	—	0.08mg/l以下	—
5	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	—	0.032mg/l以下	—
6	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	—	0.0016mg/l以下	—
7	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	—	0.016mg/l以下	—
8	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	0.008mg/l以下	—
9	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	—	0.8mg/l以下	—
10	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	—	0.0048mg/l以下	—
11	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	—	0.008mg/l以下	—
12	ベンゼン	0.01mg/l以下	—	0.008mg/l以下	—
13	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	45mg/kg以下	0.0024mg/l以下	36mg/kg以下
14	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	250mg/kg以下	0.04mg/l以下	200mg/kg以下
15	シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg以下	検出されないこと	(遊離シアン)40mg/kg以下
16	水銀及びその化合物	(総水銀)0.0005mg/l以下 (アルキル水銀)検出されないこと	15mg/kg以下	(総水銀)0.0004mg/l以下 (アルキル水銀)検出されないこと	12mg/kg以下
17	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下	0.008mg/l以下	120mg/kg以下
18	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下	0.008mg/l以下	120mg/kg以下
19	砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下	0.008mg/l以下	120mg/kg以下
20	ふっ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4,000mg/kg以下	0.64mg/l以下	3,200mg/kg以下
21	ほう素及びその化合物	1mg/l以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/l以下	3,200mg/kg以下
22	シマジン	0.003mg/l以下	—	0.0024mg/l以下	—
23	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	—	0.016mg/l以下	—
24	チウラム	0.006mg/l以下	—	0.0048mg/l以下	—
25	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと	—
26	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	—
27	銅	—	125mg/kg以下	—	100mg/kg以下
—	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	—	0.04mg/l以下	—

※平成28年4月15日付 環水大土発第1604151号 にもとづき調査の対象外とするが、調査事態を妨げるものではありません。

別紙 1

1. 搬入地の指定等

項 目	内 容
搬入地の指定	・ 乙が指定する場所とし、工事ごとに置場の範囲及び搬入土量を報告すること。（土砂発生箇所を特定するため）
搬入の方法	・ 土砂発生地においては、特定の箇所から順次掘削・搬出すること。搬入地においては、指定の場所に搬入しブロックごとに集積すること。
搬入地の整地方法	・ 他の土砂が混入しないよう搬入管理を行うこと。 ・ 搬入する土砂の高さは、乙が指定する高さまでとし、整形を行うこと。

2. 土砂の搬入にあたり必要となる試験

項 目	試験基準	試験頻度
土質試験	【土質区分の確認】 ・ コーン指数(400kN/m ² 以上) ・ 土の含水比試験 （自然含水比 40%以下）	・ 概ね5,000m ³ 毎
	【その他】 ・ 土のpH試験 （5.8～8.6の範囲内） ・ 油分 （油分、油臭がないこと）	・ 概ね5,000m ³ 毎
土壌試験	・ 土壌汚染対策法に基づく26項目及び銅（土壌溶出量試験及び土壌含有量試験とする。土壌ガス調査は除く） ・ 土壌汚染対策法基準値に0.8を乗じた値を受入基準値とする。	・ 搬入前に実施 ・ 原則搬入量が概ね900m ³ を超える場合は900m ³ 毎 （注1）

注1：土砂発生地の地歴や置場の状況等により当該市町村との協議のうえ、土壌試験の頻度を勘案する場合がある。